

7 桂 監 第 5 号
令和7年12月24日

桂川町長 井 上 利 一 様

桂川町監査委員 稲 岡 良 平

桂川町監査委員 杉 村 明 彦

12月例月出納検査結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項及び桂川町監査基準第2条第1項第5号の規定により、例月出納検査を実施したので、同法第235条の2第3項及び同基準第14条第3項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

1 検査の対象 会計管理者所管分

2 提出書類 令和7年11月分

3 検査の期間 令和7年12月22日・23日・24日

4 監査の場所 桂川町監査室

5 検査の概要

- (1) 会計管理者保管の歳入・歳出伝票及び関係書類を照合しました。
- (2) 各金融機関の発行した残高証明書、預金明細書、基金台帳、収入・支出月計表及び収支計算書等により現金保管の状況を確認しました。
- (3) 関係職員から収納状況等を聴取しました。

6 評価項目 現金の出納事務が適正に行われているか。

7 検査の結果

歳計現金、歳計外現金及び基金預金残高について、相違ないことを認めましたが、別紙のとおり一部不適切な事務処理がありました。

なお、指摘事項については、1月20日（火）までに文書で回答してください。

一般会計 令和7年12月 例月出納検査における指摘事項

1. 概要

令和7年度9月分の一般会計例月出納検査において、支出事務に関し二重支払いの事例が確認されたため、同種事案の再発防止及び未然防止を図る目的で、関係部署に対し、今年度（令和7年4月1日から令和7年10月31日まで）における二重支払いの有無について点検・確認を行うよう通達した。

当該通達を受け、各部署からは「該当なし」との調査結果が報告されたところである。しかしながら、調査対象期間に含まれる令和7年10月起票の支出について新たに二重支払いが判明した。

2. 主管課

学校教育課

3. 問題点

本件は、①監査指摘を受けた後に実施された点検・調査が十分でなかったこと、及び②支出事務における確認体制が形骸化していた可能性があることを示すものであり、内部統制及びチェック体制が適切に機能していなかったと言わざるを得ない。特に、監査に基づく通達後の調査で「該当なし」と報告していたにもかかわらず、短期間のうちに二重支払いが発覚したことは、調査方法や確認手順そのものに課題があったと考えられる。

4. 指摘事項

次の点について改善を求める。

- ①二重支払いが発生した原因を、事務処理手順・チェック体制・職員の確認行為の各段階から明確にすること。
- ②監査指摘に基づく点検・調査を行う際は、形式的な確認にとどまらず、実際の支出書類や支払いデータに基づく実効性のある確認を行うこと。
- ③支出事務における複数人による確認体制を再点検し、再発防止策を具体的に講じること。
- ④上記対応及び再発防止策について、文書により報告すること。

5. 意見

監査指摘後に実施した点検・調査が十分でなかったことは、監査の趣旨が十分に理解・反映されていなかった可能性がある。今後は、監査指摘を単なる事後対応と捉えるのではなく、組織全体の事務改善につなげる姿勢が求められる。